

事業主の方へ



# コウノトリ休暇 奨励金のご案内

※令和5年4月1日からの休暇分から対象です

不妊治療と仕事の両立に困難を感じる理由の中に、通院と仕事の日程調整の難しさや、職場に不妊治療のための休暇を申請しづらいなどがあります。

那須町では、不妊治療を受けながら安心して働き続けられるお手伝いとして、事業主に対しコウノトリ休暇奨励金を交付します。



## 1 対象となる事業主

次の①～③のすべてに該当する方です。

- ①健康保険の適用を受けている事業主
- ②不妊治療による休暇を取得している那須町在住の方を雇用している
- ③法人住民税を完納している

※対象とならない場合もありますので、詳細はホームページでご確認ください。



## 2 対象となる日

国内医療機関での不妊検査、一般不妊治療及び生殖補助医療を受けるため休暇をさせた日

※ 那須町に転入する前に行われた日は該当いたしません。



## 3 支給額

1日あたり1万円（上限15万円）です。



## 4 申請書類

- ①申請書（様式第2号）
- ②休暇証明書（様式第3号）
- ③法人住民税を完納していることがわかる書類（納税証明書等）



プライバシーの  
保護にご配慮  
願います



## 5 申請・問合せ先

那須町子ども未来課子ども政策係 TEL：72-6959

〒329-3215 栃木県那須町大字寺子乙2566-1

（ゆめプラザ・那須内）

詳細

